



障害ある人々の尊厳と自立をめざす

アビリティーズ運動



「障害者差別解消法」ー成立までの経緯とねらいー

国連の障害者権利条約との関係

「差別」・「合理的配慮」・「過度の負担」・「不均等待遇」

元内閣府障害者政策委員会差別禁止部会 副部会長
(一社)障害者の差別の禁止・解消を推進する全国ネットワーク会長
NPO法人日本アビリティーズ協会 会長
アビリティーズ・ケアネット株式会社 会長

伊東 弘泰

障害者差別解消法は福祉を
進める法律ではない

日本国憲法の三大原則

基本的人権の尊重

国民主権

平和主義

なぜ、障害者の差別禁止に
関する法律が必要だったのか

第十一条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

憲法は最高法規としての性格を持つので、法規規範性は肯定されるが、その内容は裁判規範とするのは抽象的であり、裁判規範性は否定される。

障害者差別解消に関する世界の動き

- 1990年 アメリカでADAが制定される。
- 2000年 EUでインクルーシブな社会構築に向け、特に雇用の機会均等の法律が制定される。加盟国は国内法を整備、雇用分野の差別を禁止。同時に他の分野での障害者の差別を禁止。
- 2001年9月 国連が日本政府に障害者差別禁止法を制定するよう勧告。

2001年11月 日弁連が人権擁護大会開催。障害者差別禁止法制定を目指す運動方針を出す。

2001年12月 JDA(障害者差別禁止法)を実現する全国ネットワーク 設立
(アビリティーズを含む12の障害者団体で結成。
他のネットワーク、組織とも連携しながら、
法律制定運動を進める)

JDA = Japanese with Disabilities Act

2006年10月 千葉県議会が障害者差別禁止
条例を全会一致で制定。

2006年12月 国連で障害者権利条約が
採択される。

“Nothing About Us Without Us”
(私たちのことを、私たち抜きに決めないで)

2007年 9月 国連本部で、日本政府が障害者
権利条約に署名。
批准に向けての国内法見直し・整備
が急務に。

2009年3月当時

日本政府は国内法の見直しをせず、障害者権利条約を国会で批准することを進めていた。

諸団体の運動で **STOP!**

「障害者権利条約」

2006年12月に国連総会にて採択された
障害者に関する初めての国際条約

“Nothing About Us Without Us“

(私たちのことを、私たち抜きに決めないで)

障害者差別解消法の成立を受け、
2013年12月に条約締結が国会で承認され、締結国に。

「障害」の考えの推移

これまでの概念では、

「身体的又は精神的に能力が不十分なために起こる、個人に起因する様々な問題」とされてきました。（医学モデル）



国連総会で採択された「障害者権利条約」では、障害があることで、働けなかったり、さまざまな活動に参加できないような社会の仕組みにも問題があり、そのような社会とその当事者との相互の関係から「障害」が生じているとされています。（社会モデル）（2006年）

<内容>

1. 障害を理由に差別的取扱いや権利侵害をしてはいけない
2. 社会的障壁を取り除くための合理的配慮をすること
3. 国は差別や権利侵害を防止するために啓発や知識普及のための取組みを行わねばならない

① 不当な差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等・・・法的義務

民間事業者・・・・・・・・法的義務

② 合理的配慮の不提供の禁止

国・地方公共団体等・・・法的義務

民間事業者・・・・・・・・努力義務

合理的配慮とは

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。（障害者権利条約 第2条「定義」より）

⇒障害のある人とない人の平等な機会を確保するための
配慮（変更・調整・サービス）

合理的配慮の考え方

障害者から、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組みを行わなければならない。（第8条より）

⇒障害の特性や場面に応じて、異なる対応
多様で個別性が高い

障害者差別を解消するための支援措置

第14条 国・地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの差別に関する相談に的確に応ずること。差別に関する紛争の防止又は解決を図る必要な体制を整備すること。

第15条 国・地方公共団体は、差別の解消について国民の関心と理解を深め、差別の解消を妨げている諸要因の解消のため、必要な啓発活動をする。

第16条

国は、国内外における障害者差別とその解消のための取り組みの情報収集・整理・提供を行う。

第17条

国・地方公共団体においては、差別を解消するための障害者差別解消支援地域協議会を組織できる。



Activities of Japan Abilities in the Healthcare Industry of Japan